

## ビューカード

### 旅行傷害保険のご案内(あらまし)

※このリーフレットはビューカード旅行傷害保険のあらましを説明したものです。

#### ○保険事故に関するお問い合わせ○

<海外旅行保険>

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社  
本店損害サービス部 海外旅行保険損害サービス第一課  
**03-5299-2900** (9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始休)

<国内旅行保険の場合>

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社  
本店損害サービス部 傷害保険損害サービス第二課  
**03-3285-1961** (9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始休)

#### ○カードに関するお問い合わせ○

株式会社ビューカード  
ビューカードセンター (お客様相談室)  
**03-5334-1235** (9:00～17:30)

## ビューカード旅行傷害保険のあらまし

ビューカード会員の皆様へ

ビューカードに付帯されている旅行傷害保険は以下の内容となっております。

### 1. 国内旅行傷害保険 (カード利用付帯)

#### (1) 対象となる国内旅行事故

##### A. 「公共交通乗用具」搭乗中の事故

乗車券等の代金を「公共交通乗用具」搭乗前にビューカード決済した場合でかつ「公共交通乗用具」搭乗中の傷害事故 (当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内でのおケガも含みます)

※「公共交通乗用具」とは鉄道事業法、航空法、海上運送法等に基づきそれぞれの事業を行なう機関によって運行される電車、航空機、船舶等をいいます。

また、乗車券等には、Suica (モバイルSuica特急券等を除く)、定期券、回数券、オレンジカード、入場券は含まれません。

##### B. 募集型企画旅行参加中の事故

宿泊を伴う募集型企画旅行 (パック旅行商品) の費用をビューカード決済し、かつ募集型企画旅行に参加中の傷害事故

##### C. 宿泊先での事故について

・カード会員が、カード加盟店でノーケーボンシステムを利用して宿泊施設の予約を行った、当該宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故

・カード会員が、カード加盟店でノーケーボンシステムによらず宿泊施設の予約を行い、かつその代金をチェックインする前にビューカード決済した、当該宿泊施設内での火災・破裂・爆発によっ

#### ○お問合せのご注意○

保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスをご利用の際には、氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号を確認させていただきます。確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。つきましては、カード会員資格の確認が出来なかった場合には、保険金のお支払に関するご相談の受付やアシスタンスサービスのご提供ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

て被った傷害事故

※ノーケーボンシステムとは、カード会社またはカード加盟店である旅行者 (旅行者代理業者を含みます) に対してカード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設の代金を支払うことを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

保険の対象者はビューカード会員となります。また乗車券等や募集型企画旅行等の購入については他のビューカード会員が購入した場合でも対象となります (その場合でも、あくまでも被保険者はビューカード会員となります)

#### (2) お支払する保険金

・死亡・後遺障害保険金 最高 1,000万円  
・入院保険金 日額 3,000円  
・手術保険金 手術の種類により  
3万円～12万円

・通院保険金 日額 2,000円

※お支払する保険金の詳細につきましては後述の担保内容の表をご参照ください。

### 2. 海外旅行傷害保険 (自動付帯)

#### (1) 対象となる海外旅行事故

ビューカード会員ご本人様であれば事前のご連絡なしに対象となります。補償対象旅行期間は海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の0時から日本に入国した翌日の24時までとなります。ただしビューカード海外旅行傷害保険の最長補償対象旅行期間は、日本を出国した日から90日後の24時までを限度とします。

#### (2) お支払する保険金

・死亡・後遺障害保険金 最高 500万円  
・傷害治療保険金 最高 50万円  
・疾病治療保険金 最高 50万円

※携行品損害に対する補償は対象となりません。また、お支払する保険金の詳細につきましては後述の担保内容の表をご参照ください。

### 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先

- ・下記フリーダイヤルが通じない場合
- ・下記以外の国・地域の場合
- ・携帯電話からの通話の場合
- ・公衆電話からの通話の場合



コレクトコールにて

**(81)-3-5299-2810**

へご連絡ください。

以下はフリーダイヤルです。

	滞 在 地	電 話 番 号
北 米	アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571
	ハワイ	1-800-446-5571
	グアム	1-888-841-7905
	サイパン	1-866-666-5127
	カナダ	1-800-665-6779
	バミューダ諸島	1-800-623-0164
中 南 米	チリ	1230-020-2474
ヨーロ ッパ	アイルランド	1-800-55-8166
	イギリス	0800-028-6560
	イタリア	800-8-70715
	オーストリア	0800-281-284
	オランダ	0800-022-5777
	ギリシャ	00-800-8113-0008
	スイス	0800-55-5692
	スウェーデン	020-791-027
	スペイン	9009981-64
	デンマーク	8001-0516
	ドイツ	0800-1-81-1391
	ノルウェー	800-13179
ハンガリー	06-800-11886	
フィンランド	0800-1-181-33	

#### (3) 日本語救急サービスについて

海外旅行中に会員が万一傷害を受けたり病気になられた場合、下記東京海上日動海外総合サポートデスクに電話をすればその状況に応じて〔救急病院の紹介・手配、転院の手配、救急車等の移送機関の手配など〕保険金の支払い範囲内でサービスを受けられます。

	滞 在 地	電 話 番 号	
ヨーロ ッパ	フランス	0800-909634	
	ベルギー	0800-1-8115	
	ポルトガル	800-8-81-127	
	ルクセンブルク	8002-2863	
	ロシア	810-800-20041081	
	ア ジ ア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
イスラエル		1-80-947-8001	
インドネシア		001-803-81-0154	
韓国		00798-81-1-0068	
シンガポール		800-811-0423	
タイ		001-800-811-0215	
台湾		0080-181-2233	
中 国		①山西省、河南省、山東省以北(北京、天津、大連等)	①10800-811-2228
		②上記以外 (上海、広州、南京等)	②10800-281-2228
トルコ		00-800-8191-9166	
フィリピン		1-800-1-811-0177	
香港		800-96-6933	
マカオ	0800-449		
マレーシア	1800-80-3072		
オセアニア	オーストラリア	1-800-146-401	
	ニュージーランド	0800-44-8461	
アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595	

(注) 1. フリーダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話等)によってはご利用になれない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。  
2. 東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上日動グループの国際アシスタンス社との提携により実施しております。  
3. 保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスご利用の際には、出国日を確認できるもの(パスポートのコピーや航空チケット半券など)のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 他の旅行傷害保険に加入している場合について

#### (1) 国内旅行傷害保険

A. 他の同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

a. ビューカードと他社のクレジットカードをお持ちの場合

(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金とも)

他社のクレジットカードとの契約がある場合、お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらの契約のうち最も高い保険金額となります。

そのうちビューカードでの支払い保険金については以下の通りとなります。

$$\text{ビューカードでの支払い保険金} = \frac{\text{最も高い保険金額}}{\text{ビューカード保険金額} + \text{他社クレジットカード保険金額}} \times \text{ビューカード保険金額}$$

b. ビューカードを複数枚お持ちの場合

(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金とも)

ビューカードを複数枚お持ちの場合でも、お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、1枚分の保険金額となります。

B. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

a. 死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金とも

クレジットカード付帯保険のお支払金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険のお支払金額の合算金額となります。

#### (2) 海外旅行傷害保険

A. 他の同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

a. ビューカードと他社のクレジットカードをお持ちの場合

・死亡・後遺障害保険金

他社のクレジットカードとの契約がある場合、お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらの契約のうち最も高い保険金額となります。

そのうちビューカードでの支払い保険金については以下の通りとなります。

$$\text{ビューカードでの支払い保険金} = \frac{\text{最も高い保険金額}}{\text{ビューカード保険金額} + \text{他社クレジットカード保険金額}} \times \text{ビューカード保険金額}$$

・その他の保険金

合算金額が限度額となります(但し、実際の損害額が限度となります)

b. ビューカードを複数枚お持ちの場合

・死亡・後遺障害保険金

ビューカードを複数枚お持ちの場合でも、お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、1枚分の保険金額となります。

・その他の保険金

合算金額が限度額となります(但し、実際の損害額が限度となります)

B. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

a. 死亡・後遺障害保険金

クレジットカード付帯保険のお支払金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記(1)ご参照)と任意加入保険のお支払金額の合算金額となります。

b. その他の保険金

合算金額が限度額となります(但し、実際の損害額が限度となります)

### 4. 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者(ビューカード会員)の法定相続人となります。受取人の指定は出来ません。

### 5. 保険金の請求に必要な書類

事故の日から30日以内に東京海上日動(下記連絡先)へご連絡ください。保険金請求方法の詳細についてご案内いたします。

	国内旅行			海外旅行		
	傷害死亡	傷害後遺障害	入院保険金	傷害死亡	傷害後遺障害	疾病治療保険金
<b>必要書類</b>						
保険金請求書	○	○	○	○	○	○
ビューカードのコピー	○	○	○	○	○	○
パスポートのコピー(出国が確認できること)				○	○	○
事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	○	○	○	○	○	○
医師の診断書*1		○	○*1		○	○
治療費の明細書および領収書						○
死亡診断書または死体検案書	○			○		
被保険者の戸籍謄本	○			○		
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○		
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○					
その他の関係書類*2	○	○	○	○	○	○

\*1 ご請求される保険金が10万円未満の場合は不要。  
\*2 他の旅行保険付帯のカードをお持ちの方はそのカードのコピーなど。

(注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動が求めるものを提出いただきます。

### 6. 国内旅行の場合の担保内容(カード利用付帯)

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

担保項目	傷 害				
	① 死亡	② 後遺障害	③ 入院保険金	④ 手術保険金	⑤ 通院保険金
	1,000万円	程度により 30万円~1,000万円	1日につき3,000円 *3(フランチャイズ7日) 入通院期間が7日以上のケガが対象となります	種類により 3~12万円	1日につき2,000円 *3(フランチャイズ7日) 入通院期間が7日以上のケガが対象となります
保険金をお支払いする場合	I 被保険者が(*1)公共交通乗用具に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①~⑤に該当した場合。 II 被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内でケガをされた場合も含みます。 III 被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①~⑤に該当した場合。 IV 被保険者が宿泊をとまらう(*2)募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①~⑤に該当した場合。 *1: 公共交通乗用具とは、航空法・鉄道事業法・海上運送法等に基づき、それぞれの事業を機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。 *2: 募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。また、募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者(以下「募集型企画旅行者」といいます。)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の送迎・宿泊機関等(運送・宿泊機関等)には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします。)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。 *3: フランチャイズ7日とは、事故後6日間を越えて入院または通院の状態にある場合に限りて保険金を1日目からお支払いいたします。6日以内の入通院につきましては補償の対象外となりますのでご注意ください。				
お支払いする保険金	上記「保険金をお支払いする場合」のI~IIIにより被ったケガが原因で事故の日から180日以内に ①死亡した場合 ②後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度に応じて死亡保険金の3%~100%をお支払いします。) 上記「保険金をお支払いする場合」のI~IIIにより被ったケガが原因で平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ医師の治療を受けた場合 ③入院された場合(*フランチャイズ7日)ただし、事故の日から180日を限度とします。 ④入院保険金をお支払いする場合で手術を受けた時(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍または40倍をお支払いします。)(1事故につき1回が限度となります) ⑤通院された場合(*フランチャイズ7日)ただし、事故の日から180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。				
保険金をお支払いできない主な場合	例えば次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意 ②被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為 ③戦争、その他の乱変、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応(*4) ④他覚症状のないむちうち症、腰痛 ⑤被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥被保険者の無免許・無資格、酒酔い、麻薬等使用中の運転 ⑦妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑧地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波 ⑨危険なスポーツ活動中の事故(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。) ⑩被保険者が自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故 *4: 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。				

### 7. 海外旅行の場合の担保内容(自動付帯)

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

担保項目	傷 害			疾 病
	死 亡	後遺障害	治療費用	治療費用
	500万円	程度により 15万円~ 500万円	1 傷害治療50万円限度	1 疾病治療50万円限度
保険金をお支払いする場合	被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	被保険者が、旅行期間中(*1)の偶然な事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。ただし、次の場合は支払い対象となりません:日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とされない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。	被保険者が、旅行期間中(*1)または旅行期間終了後72時間(伝染病の場合は30日)以内に発病し、かつ医師の治療を開始した場合。ただし、旅行期間終了後に発病した疾病は、旅行期間中に原因が発生したもの、もしくは感染したものに限りません。 *上記の伝染病とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)等のことをいいます。 ただし、次の場合は支払い対象となりません:日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とされない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。
お支払いする保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額を、法定相続人にお支払いします。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3~100%をお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に出した金額で東京海上日動が妥当と認めた金額を傷害治療費用限度額の範囲内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(医師の診断書の依頼費用、緊急移送費や病院が利用できない場合の診断書の依頼費用、緊急移送費や病院が利用できない場合のホテル等の宿泊施設の客室料も含みます)。 ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院により必要となったa. 国際電話料など通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回の事故につき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また、通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤治療の為に入院により必要となった旅行行程復帰費用または帰国費用。(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。)	初診の日からその日を含めて180日以内に現実に出した金額で東京海上日動が妥当と認めた金額を疾病治療費用限度額の範囲内でお支払いします。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(医師の診断書の依頼費用、緊急移送費や病院が利用できない場合のホテル等の宿泊施設の客室料も含みます)。 ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院により必要となったa. 国際電話料など通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回の疾病につき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また、通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④治療の為に入院により必要となった旅行行程復帰費用または帰国費用。(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。)
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、次のような原因により生じたケガ。 ①被保険者や保険金受取人の故意。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱、放射線照射、放射能汚染。(*2) ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無免許、酒酔い、麻薬等使用中の運転。 ⑥脳疾患、心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産。 ⑧山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ⑨自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ⑩航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を被保険者が操縦している間の事故。 ⑪旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。			例えば、次のような原因により生じた疾病。 ①被保険者や保険金受取人の故意。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、その他の変乱、放射線照射、放射能汚染。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤妊娠、出産、早産、流産、およびこれらにもとづく疾病。 ⑥山岳登山(山中の高山病)。 ⑦歯科疾病。 ⑧旅行開始前または旅行終了後に発病した病気。

\*1: 旅行期間とは、被保険者が海外旅行の目的で住居を出発してから、住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日からその日を含めて90日間(海外赴任および一時帰国の日本出国も含む)を限度とします。  
\*2: 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。